

CATEGORY

会計・検定試験

対象

公益法人・一般法人



第1回公益法人会計検定試験2級の出題分析

金子良太 [かねこ・りょうた]
國學院大學教授

目次

- ◆ はじめに
- ◆ 問題Ⅰのポイント
- ◆ 問題Ⅱのポイント
- ◆ 問題Ⅲのポイント
- ◆ 第1回公益法人会計検定試験（2級）問題
- ◆ 模範解答

はじめに

本稿では、本誌編集部の依頼により1月26日に全国公益法人協会が開催した第1回公益法人会計検定試験（2級）の問題について、解説することとする。問題及び解答は文章の終わりに示したので、適宜参照しながら読み進めていただきたい。また、本稿における記述は筆者の所属、当該試験委員会の見解とは一切関係ないことを予めお断りしておく。

問題Ⅰのポイント

■ 設問1のポイント

問題は、正味財産の内訳に関するものである。指定正味財産と一般正味財産の区分に関する問題と、指定正味財産から一般正味財産への振替に関する問題とに大別される。

指定正味財産と一般正味財産の区分は、平

成16年の公益法人会計基準から導入されたものである。この考え方は、平成20年の公益法人会計基準でもほぼそのまま踏襲されている。公益法人会計基準第2-2では、貸借対照表において「正味財産の部を指定正味財産及び一般正味財産に区分しなければならない」とされている。また、会計基準第3-2において、正味財産増減計算書においても「一般正味財産増減の部及び指定正味財産増減の部に分かち」とされている。

正味財産の区分については、公益法人会計基準注解6において「寄付によって受け入れた資産で、寄付者等の意思により当該資産の用途について制約が課されている場合には、当該受け入れた資産の額を、貸借対照表上、指定正味財産の区分に記載するものとする。また、当期中に当該寄付によって受け入れた資産の額は、正味財産増減計算書における指定正味財産増減の部に記載するものとする。」とされている。寄付によって財産を受け入れたことによる正味財産の増加は指定正味財産の増加となり、それ以外の正味財産の増加は一般正味財産の増加となる。

指定正味財産と一般正味財産の区分は、企業会計には存在しない。また、非営利法人の会計基準においても、指定正味財産の区分があるのは公益法人会計基準とNPO法人会計基準だけである。そして、指定正味財産と一般正味財産の区分を強制しているのは、公益法人会計基準のみである。この区分は公益法人会計基準の一番の特徴であり、用途の指定を受けて寄付等を受け入れることが多い公益法人の特徴をよく示している。公益法人の財務諸表の利用者として寄付者は重要であるから、寄付者による用途の指定を財務諸表に表示することは重要な要請といえる。

もっとも、この区分は寄付者以外にとっても有用なものである。正味財産のほとんどが

指定正味財産で占められているとすれば、正味財産が多くあってもその使い道は組織外部により指定された状態であることを意味する。法人の運営者から見ても、法人運営上の自由度は限定されることになる。一方、一般正味財産がほとんどだとすれば、法人運営上の自由度は大きいといえる。東日本大震災の後で大幅に正味財産が増加した組織があったが、その内訳をみるとほとんどが指定正味財産ということがあった。震災復興を目的とした寄付について未使用分が一時的に指定正味財産に計上されていたが、復興に関する事業の遂行に応じて指定正味財産は減少する運命にあり、決して法人が「豊か」になったとはいえなかった。寄付者以外の財務諸表利用者から見ても、指定正味財産と一般正味財産の区分により法人の財政状態をよりよく知ることができる。

このような重要な意味を持つ正味財産やその区分に関する問題が、公益法人会計検定試験において出題されるのも、当然といえよう。ちなみに、米国の非営利組織の会計基準においても、寄付者の用途の指定に基づく純資産（正味財産）の区分が採用されている。

用途の指定の解除等があった場合、指定正味財産から一般正味財産への振替が生じる。どのような場合に指定正味財産から一般正味財産へ振り替えるのかを明示したのが、問題文資料1に示された「公益法人会計基準注解15」である。

資料1(1)に示されるとおり、寄付者から明示的に寄付の用途の指定（制約）が解除された場合に、指定正味財産から一般正味財産に振り替えることは言うまでもない。明示的な用途の指定の解除がない場合でも、指定正味財産から一般正味財産へ振り替える必要があるケースを示したのが、(2)と(3)である。

(2)は減価償却を行う資産について規定している。減価償却により資産の金額が減少する

分だけ、寄付者による用途の指定額が減じていくとみなすことができる。寄付者は減価償却等に応じてその都度用途の指定の解除を指示するわけではないが、徐々に価値が減じていく資産を寄付する以上、資産価値の減少に応じて用途の指定も徐々に解除されていくとみなすのが自然であるからである。

ここで、建物購入のための国庫補助金100を受け入れ、耐用年数10年(定額法、残存価額ゼロ)で減価償却する際の一連の仕訳を示したい。

<補助金受入の仕訳>

(借) 現金預金	100
(貸) 受取国庫補助金(指定)	100

<建物購入の仕訳>

(借) 建物	100
(貸) 現金預金	100

<減価償却の仕訳(直接法により記帳)(耐用年数10年間にわたって、每期行われる)>

(借) 減価償却費	10
(貸) 建物	10

<指定正味財産を財源とする建物を減価償却すると同時に、建物の減額分と同額だけ指定正味財産を減少させる仕訳(耐用年数10年間にわたって、每期行われる)>

(借) 一般正味財産への振替額(指定)	10
(貸) 受取国庫補助金(一般)	10

補助金受入時に指定正味財産が100増加するが、每期10ずつ一般正味財産へ振り替えられていき、耐用年数の10年間に経過した時点で、当該国庫補助金に係わる指定正味財産残高はゼロとなる。

(3)は、寄付者や法人の責めに帰さない財産の滅失について規定している。法人は寄付者の用途の指定に従って資産を保持する責任を有するが、災害等により当該資産が滅失してしまった場合、寄付者による指定通り資産を使用することはできない。寄付者が用途の指

定の解除を明示しなくとも、用途の指定は解除されたものとみなさざるを得ない。例えば美術館の建物が贈与されたが、災害により美術館の建物が損壊して使用不能となってしまった場合には、当初の「美術館としての使用」という目的に沿った使用はできない。そこで、やむを得ず用途の制約が解除されたものとして、指定正味財産から一般正味財産への振替が必要となる。

ここで、寄付から5年を経て上記の建物50(対応する指定正味財産残高50)が、火災により滅失した場合の仕訳を示す。

(借) 災害損失	50
(貸) 建物	50
(借) 一般正味財産への振替額(指定)	50
(貸) 受取国庫補助金(一般)	50

なお、指定正味財産から一般正味財産への振替による一般正味財産の増加は、「経常収益」と「経常外収益」の2つに区分され、そのいずれかに計上される。(1)(2)で示した「制約が解除された場合」「減価償却を行った場合」の多くは、一般に想定される事業活動の範囲内であるため、「経常収益」に区分されよう。「災害等により消滅した場合」は、毎期生じるようなものではなく「経常外収益」に区分されることとなろう。あわせて、当該災害損失は通常「経常外費用」に区分される。

■ 設問2のポイント

重要性の原則は、企業、非営利法人を問わず適用される会計の普遍的な原則である。

(1)では、消耗品や貯蔵品の簡便的な処理について述べている。

消耗品や貯蔵品は、購入した時に資産として計上し、使用に伴って徐々に費用化していくのが厳密な仕訳であるが、実務上そのような処理をとっている例はほとんどない。理由は、消耗品等は種類も多く使用に伴って仕訳

を行うのは煩雑であること、消耗品は金額的に法人の財務諸表に与える影響が小さいことが挙げられる。

消耗品について仕訳を示すと、以下のとおりである。

<厳密な仕訳>

• 消耗品100の購入時

(借) 消耗品	100
(貸) 現金預金	100

• 消耗品10を使用した時

(借) 消耗品費	10
(貸) 消耗品	10

<重要性の原則に基づく簡便な仕訳>

• 消耗品100の購入時

(借) 消耗品費	100
(貸) 現金預金	100

購入時に全額を消耗品費(費用)として処理しているため、消耗品使用時にはあらためて仕訳は行わない。

* * *

(2)では、満期保有目的債券の償却原価法について述べている。償却原価法とは、債券の取得価額と額面金額との差額について、満期までの期間にわたって債権の取得金額に加減する方法である。

例えば、額面100、満期まで3年ある債券を期首に97で取得したとする。

<取得時の仕訳>

(借) 満期保有目的債券	97
(貸) 現金預金	97

<期末に償却原価法を適用した時の仕訳>

(借) 満期保有目的債券	1
(貸) 有価証券利息	1

債券の額面金額と取得金額との差3(100-97)を3年間にわたって満期保有目的債券に毎年1ずつ加算していく。これにより、償還時には帳簿価額100となる。

額面金額と取得金額との差額は、通常利息

に相当するものと考えられる。利息は時の経過に応じて発生するものであるから、每期時の経過に応じた利息を計上するとともに、額面金額と取得金額との差額を債券金額に加減していく。もっとも、額面金額と取得金額との差がわずかであったり、多くの債券を保有していたりする場合償却原価法を適用することは煩雑である一方で、それを適用しなくても財務諸表全体としては大きな影響はない。そこで、償却原価法を適用しないことも認められているのである。

(3)は、企業会計にはない、公益法人特有の事例である。(設問1)の解説で述べたとおり、用途の指定のある寄付等の受入れは、指定正味財産の増加とされるのが原則である。しかし、指定正味財産として受け入れた場合、用途の指定の解除に伴って一般正味財産へ振り替える手続が必要となり、わずかな金額の寄付等であった場合その処理が煩雑となるが財務諸表に与える影響は大きくない。そこで、本来指定正味財産の増加とすべき受取寄付金を一般正味財産の増加として処理することが認められる。もっとも、公益法人における指定正味財産と一般正味財産の区分は一般には重要であることから、簡便な処理が認められるのは重要性が明らかに乏しい場合、例えば小規模法人で寄付の大部分には用途の指定がなく、ごく一部分だけ用途が指定されていた場合、収益全体に占める受取寄付金の割合がわずかな場合等に限定されることには留意されたい。

問題Ⅱのポイント

■ 全体を通じて

公益法人において代表的な取引について、複式簿記の仕訳の理解度を問う問題である。ほぼ日商簿記検定2級商業簿記相当のレベル

ではあるが、寄付に関する仕訳が出題されていたり、特定資産の区分を求められる点が公益法人会計検定ならではといえよう。

■ (1)のポイント

(1)は、リース取引に関する仕訳である。リース取引は、会計上ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引とに区分される。ファイナンス・リース取引はほぼ中途解約ができず、保守等も貸手が担うところに特徴がある。

このような特徴を有することから、ファイナンス・リース取引は通常の賃貸借とは異なり（法的には賃貸借取引であるが）、資産の売買取引のように取り扱う。

利子込み法の場合、リース契約の開始時に

(借) リース資産	×××
(貸) リース債務	×××

という仕訳を行う。

本問は、期首のリース取引開始時の仕訳を問う問題である。当リース契約の総額は15万円×3年=45万円であり、この総額で仕訳を行う。

(借) リース資産	450,000
(貸) リース債務	450,000

リース料の支払時には、リース料の支払いをリース債務の返済として仕訳を行う。本問の事例においては、期末の年1度のリース料支払時に次のような仕訳を行う。

(借) リース債務	150,000
(貸) 現金預金	150,000

リース料には、物件そのものの対価のほか利子相当額が含まれている。たとえば本問において、現金で一括購入すれば当該備品を420,000円で購入できたとする（これを会計上「見積現金購入価額」という。）と、リース料総額と見積現金購入価額の差額30,000円が利息相当額と考えられる。購入対価部分と利子相

当部分とを区分する「利子抜き法」によった場合には、リース契約の開始時に

(借) リース資産	420,000
(貸) リース債務	420,000

という仕訳を行う。そして、リース料支払時には

(借) リース債務	140,000
支払利息	10,000
(貸) 現金預金	150,000

という仕訳を行う。利子抜き法のほうが、リース取引に含まれる利子部分を適切に反映できる方法といえるが、利子込み法のほうが記帳が容易である。

ファイナンス・リース取引について、厳密にはリース期間満了後の資産の所有権が移転するか等を基準に細分されるが、検定対策としては、リース取引の意義、利子抜き法と利子込み法の基本的な仕訳をおさえておけば十分である。

■ (2)のポイント

(2)は、問題Iの設問1にあったような、固定資産の減価償却に伴って指定正味財産から一般正味財産への振替が生じる問題である。

毎期の減価償却額は40,000,000－残存価額4,000,000／耐用年数50年=720,000である。

当該建物は取得原価のうち20,000,000が指定正味財産相当分であり、残り20,000,000は自己資金である。建物の取得原価のうち半分が指定正味財産相当分であるから、指定から一般へ振り替えられるべき額は減価償却費720,000円の半分360,000円となる。公益法人が事業で用いる建物等の固定資産の購入時には、一部を補助金等で賄い残額は自己資金を充当することが一般的であることから、減価償却額に購入代価に占める指定正味財産の充当割合を乗じて振替額を決定する問題は今後とも出題が予想される。

■ (3)のポイント

(3)は、問題Ⅰの設問2や、後掲の問題Ⅲにも出題されている満期保有目的債券の償却原価法に関する問題である。債券の額面金額2,000,000円×4%=80,000円が通常の利息分となる。このほかに、償却原価法により(額面金額2,000,000-取得金額1,940,000)÷3年=20,000円が加わることになる。なお、債券の利息は「有価証券利息」勘定で処理されることが多いが、本問では選択可能な勘定科目の中に「有価証券利息」勘定はないので、「受取利息」で仕訳を行う。

■ (4)のポイント

(4)は、退職給付の支払いに充てるための定期預金の取崩しの仕訳と、負債としての退職給付引当金を減少させる仕訳の2つからなる。

■ (5)のポイント

(5)は、普通預金に入金されている寄付金を、定期預金へ移し替える仕訳である。なお、当該寄付金は受取時に次のとおり仕訳されている。

(借) 普通預金	10,000,000
(貸) 受取寄付金(一般)	10,000,000

■ (6)のポイント

(6)は、公益法人といえども無縁ではられない消費税の会計処理である。公益法人が取引に関連して消費税を支払った時には、(消費税部分のみの仕訳)

(借) 仮払消費税	×××
(貸) 現金預金	×××

取引に関連して消費税を受け取った場合には、(消費税部分のみの仕訳)

(借) 現金預金	×××
(貸) 仮受消費税	×××

という仕訳を行っている。本問においては仮

受消費税の残高が400,000円、仮払消費税残高が220,000円であるから、差額の180,000円を税務署に納めることとなる。納付額180,000円が確定して、実際に納めるまでの間、当該金額は「未払消費税」勘定で処理する。

問題Ⅲのポイント

■ 全体を通じて

精算表を作成させる問題である。精算表は、期末の整理記入・正味財産増減計算書・貸借対照表を一覧することができる。これは作問者の立場からすれば、受験者の能力を幅広く見ることができるということでもある。このため、日商簿記検定の3級・2級でも精算表は頻出である。精算表については、試験対策として十分な理解が望まれる。

■ (1)のポイント

(1)は、問題Ⅰ・Ⅱでも出題された満期保有目的債券の償却原価法に関する問題である。本問では、額面総額が7,000 発行価額(取得金額)が7,350であり、発行価額>額面である。現在のゼロ金利政策の下では、発行価額よりも額面総額が低い、つまり償還時に取得時に払込みした金額よりも少ない金額しか受け取ることができない事例は多くあり、本問もそのような情勢を踏まえている。額面総額と発行価額との差額は350(7,350-7,000)、償還期間は10年なので、1年に35(350÷10年)ずつ債券金額を調整していくこととなる。仕訳は次のとおりとなる。

(借) 基本財産受取利息(指定)	35
(貸) 投資有価証券(基本財産)	35

なお、本文最後に「当該国債の期末時価総額は7,420である」とあるが、これは本問の仕訳と全く関係がない。償却原価法では、期末の時価にかかわらず取得金額と額面との差

額を償還時まで毎期調整していく。したがって、期末時価が会計処理にかかわってくることは一切ないことに留意する必要がある。

■ (2)のポイント

(2)は、通常の減価償却のほか、指定正味財産を財源として取得した特殊備品の減価償却に伴う指定正味財産から一般正味財産への振替が問題となる。特殊備品の減価償却費は

$$800 \text{ (取得金額)} - 80 \text{ (残存価額)} \div 10 \text{年 (耐用年数)} \times 8 \text{か月 (取得日 8/1 ~ 期末日 3/31)} \div 12 \text{か月} = 48$$

特殊備品にかかる仕訳は

(借) 什器備品減価償却費 (管理)	48
(貸) 什器備品減価償却累計額	48
(借) 一般正味財産への振替額 (指定)	48
(貸) 受取助成金 (一般)	48

助成金は受取時に

(借) 現金預金	800
(貸) 受取助成金 (指定)	800

 という仕訳を行っている

このほかの備品や建物の減価償却の仕訳は次のとおりである。

< 備品 >

(借) 什器備品減価償却費 (管理)	70
(貸) 什器備品減価償却累計額	70

(什器備品の減価償却費は、特殊備品と合わせて118となる。)

< 建物 >

(借) 建物減価償却費 (管理)	120
(貸) 建物減価償却累計額	120

■ (3)のポイント

(3)は、(2)の減価償却額の合計額238 (48+70+120) と同額の現金預金を減価償却引当預金に繰り入れる仕訳である。

(借) 減価償却引当預金	238
(貸) 現金預金	238

■ (4)のポイント

(4)は公益法人では頻繁に生じる会費の未収や前受にかかる仕訳を問うている。

(借) 未収会費	300	(貸) 受取会費	300
(借) 受取会費	100	(貸) 前受会費	100

■ (5)のポイント

(5)の支払助成金の未払いにかかる仕訳は

(借) 支払助成金 (事業)	200
(貸) 未払金	200

となる。

■ (6)のポイント

(6)は、退職給付にかかる仕訳を問うている。

(借) 退職給付費用 (管理)	500
(貸) 退職給付引当金	500

最後に、正味財産増減計算書は一般正味財産増減の部と指定正味財産増減の部とに区分されているので、間違えないように記入する必要がある。

当期一般正味財産増減額は一般正味財産増減の部の借方合計 (7,348) と貸方合計 (7,988) との差額で640と計算される。当期指定正味財産増減額は指定正味財産増減の部の借方合計 (258) と貸方合計 (8,325) との差額で8,067と計算される。

■ 執筆者 Profile ■

金子良太 (かねこ・りょうた)

國學院大學経済学部教授。専門は、政府会計・非営利組織会計。公認会計士・米国公認会計士 (ワシントン州、USCPA)。内閣府公益認定等委員会会計に関する研究会参与、内閣府特定非営利活動法人の会計の明確化に関する委員会委員、内閣府行政改革推進会議歳出改革ワーキンググループ委員、東京都公益認定等審議会委員等を歴任。主要著書は、『体系現代会計学第9巻 政府と非営利組織の会計』(共著、中央経済社)、等。

(以下に検定試験の問題及び模範解答を掲載する。)

第1回 公益法人会計検定試験(2級)問題

【問題I】(配点:30点)

(設問1)

次の《資料1》は、指定正味財産の部から一般正味財産の部への振替について規定した「公益法人会計基準注解15」から抜粋したものである。これについて、以下の間に答えなさい。

《資料1》

次に掲げる金額は、指定正味財産の部から一般正味財産の部に振り替え、当期の振替額を正味財産増減計算書における指定正味財産増減の部及び一般正味財産増減の部に記載しなければならない。

- (1) 指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた資産について、 された場合には、当該資産の帳簿価額
- (2) 指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた資産について、 を行った場合には、当該 の額
- (3) 指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた資産が した場合には、当該資産の帳簿価額

(1) 空欄 から に当てはまる最も適切な語句を答えなさい。(配点:12点)

(2) 《資料1》の(2)に掲げる金額を、指定正味財産の部から一般正味財産の部に振り替える理由を説明しなさい。(配点:8点)

(設問2)

次の《資料2》は、重要性の原則について規定した「公益法人会計基準第1の2の(4)」から引用したものである。これについて、以下の間に答えなさい。

《資料2》

重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続並びに財務諸表の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができる。

(1) 「公益法人会計基準注解1」においては、《資料2》で示した規定に基づいて、消耗品、貯蔵品等につき、どのような処理を採用することができるか、答えなさい。(配点:3点)

- (2) 「公益法人会計基準注解1」においては、《資料2》で示した規定に基づいて、取得価額と債券金額との差額について重要性が乏しい満期保有目的の債券の処理につき、どのような規定を設けているか、答えなさい。(配点：3点)
- (3) 「公益法人会計基準注解1」においては、《資料2》で示した規定に基づいて、寄付によって受け入れた金額の重要性が乏しい場合に、どのような処理を採用することができるとしているか、答えなさい。(配点：4点)

【問題Ⅱ】 (配点：30点)

下記(1)～(6)の各取引についての仕訳を、問題文の指示に従って行いなさい。ただし、勘定科目は次の中から最も適切なものを選ぶこと。

[勘定科目]

現	金	普	通	預	金	定	期	預	金
仮	払	消	費	税	未	収	金	建	物
什	器	備	品	リ	ー	ス	資	産	特定資産-新事業積立金
特定資産-退職給付引当資産	投資	有	価	証	券	未	払	金	
仮	受	消	費	税	未	払	消	費	税
減	価	償	却	累	計	額	退	職	給
一般正味財産への振替額(指定)	受	取	寄	付	金	(一	般)	受	取
租	税	公	課	減	価	償	却	費	退
支	払	利	息	支	払	リ	ー	ス	料

- * (指定) は指定正味財産増減計算の部を構成する科目
(一般) は一般正味財産増減計算の部を構成する科目

- (1) 当期首に年間リース料 150,000 円(後払い)、期間3年の条件で、リース会社と備品に係るファイナンス・リース取引を締結した。リース料総額に含まれる利息相当額は 60,000 円である。当期首において必要な仕訳を行いなさい。なお、リース資産総額については重要性が乏しいので、利息相当額を控除しない方法(利子込み法)により処理するものとする。
- (2) 寄付者によって指定された建物購入に充当するという制約のもとで 20,000,000 円の寄付を受け入れていたが、当期首に自己資金 20,000,000 円を加えて建物 40,000,000 円を購入し、事業の用に供している。決算において必要な仕訳を行いなさい。なお、耐用年数 50 年、残存価額は取得価額の 10%、定額法、間接法で減価償却の処理を行うものとする。

- (3) 一般正味財産を財源として取得された満期保有目的債券は、XYZ 株式会社が発行した社債である。当該社債は、1,940,000 円（額面 2,000,000 円）を小切手を振り出して当期首に取得したものであり、償却原価法（定額法）を採用している。決算日（12 月 31 日）において必要な仕訳を行いなさい。なお、この社債の発行条件は期間 3 年、年利率 4%、利払い日年 1 回（12 月 31 日）である。
- (4) 本日、従業員が退職し、退職一時金 3,580,000 円を退職給付引当資産の定期預金を取り崩して普通預金口座から支払った。本日において必要な仕訳を行いなさい。なお、退職給付引当金の本日の残高は 45,500,000 円である。
- (5) 前期に一般寄付金 10,000,000 円の入金が普通預金にあり、適正に処理されていた。当期に開催された理事会においてその用途の決議を行った結果、新たな事業を行うために当該寄付金の全額を定期預金として特定資産に区分することとなった。この決議に伴う必要な仕訳を行いなさい。
- (6) 出版事業を行っており、出版事業に係る仮受消費税および仮払消費税の期末残高は、それぞれ 400,000 円および 220,000 円であった。決算に際し、消費税の納付額を計算し、これを確定した。決算において必要な仕訳を行いなさい。なお、消費税の会計処理は税抜き方式によるものとする。

【問題Ⅲ】（配点：40点）

次の資料に基づいて、2017 年度（2017 年 4 月 1 日～2018 年 3 月 31 日）の決算にあたって作成される精算表を、精算表の該当する欄に金額を記入し完成させなさい。ただし、金額の単位は千円である。

【資料】 決算整理その他の事項

- (1) 投資有価証券は、当期首に寄付者によって基本財産にするという制約のもとで受け入れた新発国債であり、指定正味財産とした。当該国債の額面価額総額は 7,000、発行価額総額は 7,350 であり、この発行価額総額を受入価額としている。償還期間は 10 年であり、満期まで保有する。当該国債の確定受取利息は法人の事業の財源に充てる指定も受けている。額面価額と発行価額との差額は金利の調整と認められるので、決算において、償却原価法（定額法）を適用する。なお、当該国債の期末時価総額は 7,420 である。
- (2) 民間団体の A 財団より、管理用特殊備品の取得資金として用途を特定された助成金 800 を受けたので、2017 年 8 月 1 日に当該特殊備品を取得し、什器備品として計上した。決算にあたり、当該特殊備品について当期の減価償却費を定額法によって計上する（取得価額 800、残存価額：取得価額の 10%、耐用年数 10 年）。当該特殊備品以外の什器

備品 700 については当期の減価償却費として 70 を、建物については当期の減価償却費として 120 を、それぞれ計上する。

- (3) 当期に計上する建物減価償却費と什器備品減価償却費の合計額と同額の現金預金を、特定資産としての減価償却引当預金に繰り入れる。
- (4) 決算にあたり、未収会費 300 と前受会費 100 を計上する。
- (5) 事業費としての助成金 200 が未払となっている。
- (6) 決算にあたり、当期の退職給付費用 500 を管理費として計上する。

【注】精算表中の科目の（ ）内の略記は、以下の通りである。

- (一般) は一般正味財産増減の部を構成する科目 (指定) は指定正味財産増減の部を構成する科目
- (事業) は経常費用のうち事業費を構成する科目 (管理) は経常費用のうち管理費を構成する科目

*

*

*

第1回 公益法人会計検定試験(2級) 模範解答

【問題I】(配点:30点)

<設問1>

(1)(配点:12点)

① 制約が解除
② 減価償却
③ 減価償却費
④ 災害等により消滅

(2)(配点:8点)

指定正味財産は寄付等によって受け入れた資産で、寄付者等の意思により当該資産の 用途に制約が課されているが、用途の指定に従って資産を費消した場合には、その制約 が解除されたとみなすことができるため。

<設問2>

(1) (配点: 3点)

消耗品、貯蔵品のうち、重要性が乏しいものについては、その買入時又は払出時に正味財産の減少原因として処理する方法を採用することができる。

(2) (配点: 3点)

取得価額と債券金額との差額について重要性が乏しい満期保有目的の債券については、償却原価法を適用しないことができる。

(3) (配点: 4点)

寄付によって受け入れた金額の重要性が乏しい場合には、当該寄付によって増加した正味財産を指定正味財産の増加額としないで、一般正味財産の増加額として処理することができる。

【問題Ⅱ】(配点：30点)

(単位：円)

	借	方	金	額	貸	方	金	額												
(1)	リ	ー	ス	資	産	450,000	リ	ー	ス	債	務	450,000								
(2)	減	価	償	却	費	720,000	減	価	償	却	累	計	額	720,000						
	一	般	正	味	財	産	へ	の	振	替	額	(指	定)	360,000						
(3)	現	金				80,000	受	取	利	息			100,000							
	投	資	有	価	証	券	20,000													
(4)	普	通	預	金		3,580,000	特	定	資	産	-	退	職	給	付	引	当	資	産	3,580,000
	退	職	給	付	引	当	金	3,580,000	普	通	預	金								3,580,000
(5)	特	定	資	産	-	新	事	業	積	立	金	10,000,000	普	通	預	金	10,000,000			
(6)	仮	受	消	費	税	400,000	仮	払	消	費	税	220,000								
							未	払	消	費	税	180,000								

【問題Ⅲ】(配点:40点)

精算表
2018年3月31日

(単位:千円)

科 目	残高試算表		整理記入		正味財産増減計算書				貸借対照表	
	借 方	貸 方	借 方	貸 方	一般正味財産増減の部		指定正味財産増減の部		借 方	貸 方
					借 方	貸 方	借 方	貸 方		
現金預金	3,820			⑤238					3,582	
未収会費			⑥300						300	
前払金	200								200	
土地(基本財産)	30,000								30,000	
投資有価証券(基本財産)	7,350			①35					7,315	
建物	12,000								12,000	
建物減価償却累計額		200		④120						320
什器備品	1,500								1,500	
什器備品減価償却累計額		70		②118						188
減価償却引当預金	300		⑤238						538	
未払金				⑧200						200
前受会費				⑦100						100
預り金		120								120
長期借入金		5,000								5,000
退職給付引当金		400		⑨500						900
指定正味財産		30,000								30,000
一般正味財産		9,900								9,900
基本財産受取利息(一般)		210					210			
受取会費		7,300	⑦100	⑥300		7,500				
受取助成金(一般)				③48		48				
給料手当(事業)	900				900					
支払助成金(事業)	2,700		⑧200		2,900					
委託費(事業)	500				500					
旅費交通費(事業)	400				400					
消耗品費(事業)	100				100					
給料手当(管理)	1,100				1,100					
退職給付費用(管理)			⑨500		500					
旅費交通費(管理)	600				600					
建物減価償却費(管理)			④120		120					
什器備品減価償却費(管理)			②118		118					
会議費(管理)	100				100					
支払利息(管理)	10				10					
什器備品売却益		230				230				
投資有価証券受贈益(指定)		7,350					7,350			
基本財産受取利息(指定)		210	①35					175		
受取助成金(指定)		800						800		
一般正味財産への振替額(指定)	210		③48				258			
当期一般正味財産増減額					⑩640					⑩640
当期指定正味財産増減額							⑪8,067			⑪8,067
合 計	61,790	61,790	1,659	1,659	7,988	7,988	8,325	8,325	55,435	55,435

- (1) 新発国債は打歩発行（発行価額＞額面価額）であり、償却原価法（定額法）を採用するから、基本財産受取利息を減額する処理をする。

$$\text{発行差額の当期の償却額} : (7,000 - 7,350) \times \frac{1}{10} = \Delta 35$$

(借) 基本財産受取利息(指定) 35 (貸) 投資有価証券(基本財産) 35

- (2) 管理用特殊備品の減価償却費を計算する（取得日：2017年8月1日（決算日まで8ヶ月使用のため減価償却費は月割計算）、取得価額800、残存価額：取得価額の10%、耐用年数10年、定額法）。

$$\text{管理用特殊備品の減価償却費} : \frac{800 - 80}{10} \times \frac{8}{12} = 48$$

当該特殊備品以外の什器備品700についての当期の減価償却費は70であるから、什器備品の減価償却費の総額は118（=48+70）となる。

(借) 什器備品減価償却費(管理) 118 (貸) 什器備品減価償却累計額 118
 (借) 一般正味財産への振替額(指定) 48 (貸) 受取助成金(一般) 48

建物の当期の減価償却費は120であるから、次のように処理する。

(借) 建物減価償却費(管理) 120 (貸) 建物減価償却累計額 120

(3) (借) 減価償却引当預金 238 (貸) 現金預金 238

(4) (借) 未収会費 300 (貸) 受取会費 300
 (借) 受取会費 100 (貸) 前受会費 100

(5) (借) 支払助成金(事業) 200 (貸) 未払金 200

(6) (借) 退職給付費用(管理) 500 (貸) 退職給付引当金 500

全国公益法人協会発行の書籍のご紹介



会員価格 4,100 円(税込)

B5判 並製 470頁

書いて身につく

【増補2訂版】

公益法人会計「解説&問題集」

—公益法人会計検定試験準拠—

遠島敏行 [編著]

複雑な公益法人会計をわかりやすい解説とあらゆる仕訳に対応した圧倒的な問題量で完全理解!! 仕訳から精算表・財務諸表の作成まで「書いて」身につく新任経理担当者必携の書。公益法人会計検定試験にも準拠し、3級の過去問題（全4回分）を完全収録!!

法人格 **公益社団** **公益財団** **一般社団** **一般財団**

レベル **新任者** **中堅** **ベテラン** ※役員

対象 **役員*** **事務局** **社員・評議員** …理事、監事、
会計監査人